

経済文教常任委員会記録

令和4年6月20日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時59分

○出席委員（6名）

5番 坂本 崇 委員 7番 福士 文 敏 委員 8番 石山 敬 委員
10番 千葉 浩 規 委員 12番 外崎 勝 康 委員 16番 今泉 昌 一 委員

○出席理事者（5名）

商工部長 西谷 慎 吾 産業育成課長 太田 尚 亨
観光部長 神 雅 昭 文化振興課長 佐藤 孝 子
文化振興課市民会館長 川村 快 之

○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 外崎 容 史

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第82号 弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第82号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（西谷慎吾） 議案第82号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の特別措置の要件である計画の認定の期限を延長するなど、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、本条例に関する制度概要及び改正内容について御説明申し上げます。

お手元の配付資料に従いまして御説明いたしますので、配付資料1を御覧願います。

地域再生法におきましては、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、地方において本社機能の強化を行う事業者に対して、課税免除または不均一課税などの優遇措置を講じることで、地方への本社機能の移転・拡充を促すこととしております。

優遇措置を受けようとする事業者は、これまでは令和4年3月31日までに県知事から計画の認定を受ける必要がありましたが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令により、適用期限が延長となったことから、本条例で定めている適用期限も令和6年3月31日まで2年間延長しようとするものであります。

また、優遇措置の対象となる拠点の整備期間につきましても、2年以内から3年以内に緩和しようとするものであります。

以上が本議案の内容でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 今回、条例の一部を改正する議案ということですがけれども、これまでの弘前市、県内を含めて、実績はどうだったのかということと、この改正により期待される効果について答弁をお願いします。

○産業育成課長（太田尚亨） まず、これまでの実績ということなのですが、弘前市におきましては、活用実績はこれまでございません。県内におきましては、これまで2件認定がございました。1件は青森市のほうです。もう1件は八戸市ということになっております。ちなみに、こちら八戸市のほう、認定は受けてはいるのですがけれども、実際には東日本大震災の復興特区に指定されておりまして、そちらのほうの支援措置を活用ということで、本制度について、八戸市のほうでは実際に活用していないということになっております。

今回改正されることによる効果ということなのですが、まず、今まで実際、弘前市のほうでは実績がないということで、その分析からちょっと御説明させていただければと。まず一つが、移転型という東京本社機能を東京23区から地方に移転するという場合に関してなのですが、こちらやはり、東京のほうから本社を移すということになったときに既存ビジネスへの影響が大きくて、具体的には顧客、取引先での影響や効率性の悪化などがあって、なかなか活用されていないと。それから、拡充型と申しまして、本社機能を地方で拡充する場合、それから東京23区以外から地方に移転する場合が考えられるのですがけれども、こちらについては、まず製造業であるならば、この制度については、まず工場が対象にならないということ、それからこれまでも誘致企業として進出がよくあるのですがけれども、情報関連サービス産業につきまして、こちらもこれまで、情報サービス事業分野は該当にならないということになっておりました。

ここから、今後の改正の効果の話になってくるのですがけれども、今回、市の条例では直接規定はないのですがけれども、もともとこちらは国の制度でございまして、国の制度の改正によりまして、今回、情報サービス事業部門というのも対象になりました。ということで、これまで誘致企業にも情報サービス事業もありまして、ただ、いろいろ条件があるので全て該当するとは限らないのですがけれども、そういったところに対して今後、誘致活動を通して、こういう制度がございましてということで説明していく中で、新たにこちらの制度を活用していける企業はあるのではないかと期待しております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第83号 弘前市民会館条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） それでは、議案第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

提案理由といたしまして、弘前市民会館の管理に指定管理者制度を導入するとともに、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準を定めるため、所要の改正をしようとするものであります。

本案の経緯及び理由につきましては、令和2年度から直営管理をしていく中で、今後の市民会館の管理運営の方向性について、当市の文化芸術の振興を図るために市民会館に求められる役割など、様々な観点から比較・検討した結果、直営に比べて民間ノウハウを活用した多彩な催事や柔軟なサービス展開が期待できる指定管理制度を再導入することが、市民・利用者サービスのさらなる向上が期待できるものと判断したことから、導入に向けての所要の改正を行うものであります。

それでは改正案の概要について御説明いたします。お手元の配付資料に従いまして説明いたしますので、配付資料1の改正概要を御覧願います。

現行条例では、第3条におきまして、市の職員を配置することとしておりましたが、改正案といたしましては、第3条を指定管理者により管理を行わせる規定に改め、さらに第4条、第5条を追加し、新第4条におきまして指定管理者が行う業務範囲の規定、新第5条におきまして管理基準の規定を定めるものであります。

次に、現行条例では、第8条におきまして、同一の利用者が連続して使用する期間を5日までとしておりましたが、指定管理制度の利用料金制を採用し、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくさせるため条文を削除いたします。

次に現行条例第12条につきまして、使用料の取扱いについて規定しておりましたが、指定管理者制度の利用料金制を採用するため、現行条例第12条を新第13条とし、利用料金の取扱いに

ついでの規定へ改めるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日とし、さらに経過措置といたしまして、施行期日の前日までに市が行った処分、手続その他行為が施行期日以降も効力を有することとするものであります。

このほか、市の直営による管理運営から利用料金制の指定管理者による管理運営に移行するに伴い、「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改めるなど、字句を改正しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 5点ありますので、まずよろしくお願ひいたします。

今回の市民会館への指定管理者制度の導入については、市民会館の位置づけが以前と大きく変わったのではないかと思うわけです。文化芸術推進審議会が設けられて、文化振興分野に関わる基本的な礎と言える弘前市文化芸術振興計画中に今回、市民会館が巻きつけられているということでした。

そこで、今回のこの指定管理者制度導入の条例案提出に至ったこれまでの経過ということで、この弘前市文化芸術振興計画の策定、当該審議会の役割とその開催状況、あと指定管理者制度導入の起案、決裁日も含めて、まず答弁をお願いします。

二つ目は、文化芸術振興計画の内容と振興計画の中での市民会館の位置づけについて答弁をお願いします。

三つ目は、指定管理者制度の導入の際、特段どのような点を事業者に求めて、評価して選定するのかということについて。

四つ目は、利用料金制を取ることですが、自主事業の収入の扱いはどうなるのかと。

五つ目は、指定管理と直営の大ホールの利用件数とその評価についてまず答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、指定管理者制度導入の条例案提出までの経過、それから文化芸術振興計画の策定、審議会の役割とその開催状況、指定管理者制度導入の起案、決裁日を含めて答弁をということについてであります。

今回の市民会館における指定管理者制度の導入につきましては、令和2年度から直営管理をしていく中で、今後の市民会館の管理運営の方向性について、直営方式、指定管理方式、それぞれにおけるメリット・デメリットなどの比較検証を行い、加えて、弘前市文化芸術振興計画において求められている市民会館の役割や期待されることなど、様々な角度から検討を重ねてきた結果、速やかに指定管理者制度を再導入することが、市民・利用者サービスのさらなる向上が期待できるものと判断したことから、令和5年度より導入を行うとしたものです。

この検討と並行して、弘前市文化芸術推進審議会において弘前市文化芸術振興計画の策定作業を進め、昨年9月に策定いたしました。審議会の開催状況であります。昨年度は4月30日、7月30日の2回開催しておりまして、今年度は5月30日に第1回審議会を開催いたしました。なお、この審議会は「弘前市文化芸術振興計画に関すること」について審議するために設置した市の附属機関であります。今年度以降は、10年間の計画期間における各事業の進捗確認や基本目標の成果を御審議いただくこととしておりまして、市の文化施設に指定管理者制度を導入することなどの個別事案については、議題とすることは想定していません。

また、市民会館に指定管理者制度を導入することとした方針決裁の起案日は令和4年1月26

日であり、決裁日は令和4年1月31日であります。

次に、文化芸術振興計画の内容と計画での市民会館の位置づけについてであります。

弘前市文化芸術振興計画の基本理念は「文化芸術のちからで、時代を拓く人が育つまち 弘前」であります。この計画を具体化していくために五つの基本目標を設定し、それぞれの目標において市民会館に求められる役割や期待されることを精査いたしました。

一例として、基本目標1「多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実(触れる・親しむ)」では、プロの演者による質の高い公演など、一流の文化芸術に触れる機会の提供。基本目標2「文化芸術活動の活性化(広げる・高める)」では、多様な文化芸術団体の情報を集約し、それらを市民・利用者に提供する発信拠点であること。基本目標3「次代の文化芸術を担う人材の育成(育てる・支える)」では、子供や若者を対象とした施設体験イベントや後継者育成につながる魅力的なイベント。基本目標5「文化芸術を活かしたまちづくり(活かす・創り出す)」では、弘前公園内に位置する前川建築という文化資源を活用し、観光や産業分野などと連携したまちづくりにもつながる事業などが求められています。

また、市民会館は、津軽圏域では最大の1,300席を超える客席数や、優れた舞台・音響・照明設備を備えており、当市の文化の殿堂であるばかりでなく、津軽圏域全体における文化芸術の拠点施設としても、施設のポテンシャルを最大限に発揮した質の高い文化芸術に触れる機会の提供や、後継者育成につながる魅力的で多彩なイベントの実施など、施設の良好な維持管理に加えて、市内のほかの文化施設では実施できない、質・頻度ともに充実したサービスの提供が求められている施設であります。

このことから、当該計画において、市民会館は重要な文化芸術施設として位置づけており、当市のみならず津軽圏域全体での文化芸術の拠点施設としても、より高いレベルの文化公演事業・情報発信などが期待される文化施設であると認識しております。

次に、指定管理者制度の導入の際の評価・選定についてであります。

募集要項に文化芸術振興計画に係る内容を盛り込み、当市のみならず、津軽圏域全体における文化芸術の拠点施設としても、より高いレベルの文化施設であることを明示し、これまでより一步上を目指した質の高い公演や一流の文化芸術に触れる事業を盛り込んだ企画提案を求める予定としております。

加えて、市民会館だけが持つ、市内の他の文化施設にはない特性に着目した事業を展開するなど、市民会館の魅力をさらに引き出し、またこのホールで催事を行いたいと思わせる価値を創出し、利用者の増加を図る提案がなされているかなどを評価いたします。

また、地元団体の育成や地域内の経済循環の観点につきましても、重要な課題であると認識していることから、今回の募集要項における選定基準に、新たに「地域経済活性化への寄与」の項目を設けることを考えております。具体的には、市内における雇用創出として、職員の採用におきましては、地元の業者や人材雇用が配慮されているか、また、施設の維持管理部門だけでなく、舞台機器や演出照明の操作技術及び一流文化芸術催事の招致ノウハウなどについて、地元団体の育成に好材料となる取組が提案されているかなどを評価項目に加えることを検討しております。

次に、自主事業の収入についてであります。

自主事業は、指定管理者自らが企画・実施する事業で、指定管理者も一利用者の立場になっ
て行うものであります。自主事業の実施により得た収入は指定管理者に帰属しますが、指定管理者も一利用者の立場であることから、一般の利用者と同様に利用許可を受け、会場や備品な

どの利用料を納付することとなります。また、実施に要する経費は指定管理料には含まれておりません。つまり、収入は指定管理者に帰属しますが、必要経費はその収入で賄うこととなります。

次に、指定管理と直営の大ホールの利用件数と、その評価についてであります。

前回の直営最終年度である平成26年度の大ホールの利用件数は168件であります。この168件と指定管理の各年度の件数、比較につきましては、平成27年度は193件で25件の増、28年度は194件で26件の増、29年度は192件で24件の増、30年度は174件で6件の増、令和元年度は188件で20件の増と、全ての年度で直営時代を上回っており、数字の上でも、指定管理者制度導入の効果があり、評価できるものと考えております。

○10番（千葉浩規委員） 再質疑ですけれども、再質疑は3項目ありますのでよろしくお願ひします。

まずは、今答弁いただいたのですけれども、自主事業を旺盛に進めることで、市民会館は津軽圏域全体の文化芸術の拠点として、質の高い公演や一流の文化芸術に触れる事業をするのだというふうに私は受け取ったわけです。

そこで、この文化振興計画については、この五つの目標を推し進めるために連携・協働によって推進するというふうにされているわけです。そこで、この連携・協働により推進するという面について、指定管理者にはどのように求めるのかということが一つ目です。

二つ目は、質の高い公演や一流の文化芸術を、自主事業を旺盛に進めて盛り上げるということだということですが、その結果、当然うまくいく場合もあるし、赤字になる場合もあるかと思うのですけれども、例えば、この赤字になったといった場合は、どのような処理になるのかというのが二つ目です。

三つ目は、答弁からはこの指定管理者制度が導入されて成果があったということだったと思うのですけれども、直営のこの比較は平成26年だけだったと。指定管理のところは5年ということなのですが、なぜ直営のところはこの1年だけなのかということと、あと指定管理期間のこの5年間の自主事業の件数と内容について答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、文化芸術振興計画の施策の連携・協働による推進を指定管理者にどのように求めるのかについてであります。

文化芸術振興計画の基本目標2「文化芸術活動の活性化(広げる・高める)」における市民会館の役割として、多様な文化芸術団体の情報を集約し、活動の支援・連携をコーディネートする事業や中間支援などが求められています。

その連携・協働の具体的方策として、民間事業者が持つノウハウや幅広いネットワークにより、SNSなどを活用した情報の発信拠点としての機能向上を指定管理者に求め、また、基本目標3「次代の文化芸術を担う人材の育成(育てる・支える)」においても、例えば、指定管理者の創意工夫で、子供や若者を対象とした施設体験イベントや、後継者育成につながる魅力的なイベントが多数企画提案・実施されるなど、この連携・協働の推進におきましても、民間の持つ活力を期待するものであります。

次に、自主事業を積極的に行った結果、赤字となった場合についてであります。自主事業を実施して得た収入は指定管理者に帰属しますが、赤字となった場合、市はその損失を補填することはないものであります。

次に、指定管理者制度導入の成果の比較において、直営との比較はなぜ平成26年度だけなのかということと、指定管理の5年間の自主事業の件数と内容についてであります。

市民会館は、平成24年度から25年度にかけて大規模改修工事を行っており、その後の直営の実績は平成26年度しかないため、平成26年度1年間との比較となったものであります。

指定管理期間の5年間の自主事業の件数につきましては、平成27年度から30年度は各年度6件で、令和元年度は8件という実績でございました。内容につきましては、劇団四季のファミリーミュージカルやコンサート、市民会館が所有するピアノ・スタインウェイを弾いてみようなど様々な催事を行ってございました。

○10番（千葉浩規委員） 再々質疑も3点です。

まず一つ目は、質の高い公演や一流の文化芸術に触れる事業は、言わば指定管理者の自主事業、自主的な経営努力に依存すると。しかし、赤字になれば指定管理者の自己責任ということだったと思うのですが、この質の高い公演や一流の文化芸術に触れるということについての市の役割はどうなるのかというのが一つです。

二つ目は連携・協働についてですけれども、これも民間の持つ活力に期待するというでした。指定管理者にしてみれば、この責任重大な質の高い公演や一流の文化芸術の開演に、この自主事業に追われてしまうのではないかと、赤字になるわけにいかないの、質の高いかつ赤字にはならないということかなり緊迫した状況で推し進めることになるのではないかとと思うのですが、その反面、この連携・協働という側面が弱くなるのではないのかなというふうに思うわけです。

そこで、連携・協働は、この計画推進体制の根幹をなしているのだけれども、この連携・協働ということについての市の役割については、どのように考えておられるのか。私は、直営で学芸員を配置して市の責任で文化芸術に触れる事業と連携・協働を同時に推進するというふうな方法もあるのではないかと、必要な専門的能力を有する者も育成できるのではないのかなというふうにも考えていますので、この連携・協働についてのこの市の役割についての答弁をお願いします。

三つ目は、直営が1年で指定管理が5年ということで、私はなかなかこれで、この数値でどちらがよいのかというのはちょっと比較できないのではないのかなというふうに思います。その点について答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、質の高い公演や一流の文化芸術に触れるということについての市の役割についてであります。

今回の指定管理者募集における自主事業の積極的な企画提案を求める理由・目的は、これまでより一步上を目指した質の高い公演の招致や一流の文化芸術に触れる事業の実施、加えて、市民会館だけが持つ、市内のほかの文化施設にはない特性に着目した事業の展開を期待しているところであり、この遂行能力について、直営方式と指定管理方式を様々な角度から比較検証した結果、多彩な民間ノウハウによる指定管理方式のほうが優位性が高いと判断したことから、今回、再度導入することを決定したものであります。

質の高い公演や一流の文化芸術に触れることについての市の役割でございますが、当市の文化芸術の振興のため、また、施設の管理運営につきましても、決して指定管理者に任せきりにすることはなく、指定管理導入後も、市と指定管理者が連携を密にして、職員も定期的に現場に足を運んでお客様の生の声を聴き、必要な助言・指導を行っていきたくと考えております。

また、管理運営や各種の事業の進捗状況などをしっかりとモニタリングすることで、市民会館のよりよい管理運営を目指していきたくと考えております。

次に、連携・協働についての市の役割についてであります。

文化芸術振興における市の役割は、市民や文化芸術団体、民間事業者など、ほかの主体との連携・協働を通して文化芸術の機会の創出や活動の場の提供などの支援に取り組むこと、また、情報発信を含む環境整備を推進することと考えております。文化芸術振興計画推進に当たりましては、文化芸術推進審議会において各事業の進捗の確認、基本目標の成果や状況を御審議いただきながら、市の役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

また、直営において、文化芸術に特化した学芸員のような専門職員を配置するなどの方法も考えられますが、市といたしましては、今回、直営に比べて指定管理者制度が、民間ノウハウを活用した多彩な催事や柔軟なサービス展開が期待でき、市民・利用者へのさらなるサービスの向上が図られると判断したものであります。

地元の文化芸術団体などを巻き込んだ後継者育成にもつなげる魅力的なイベントなどについても、どのように自主事業に結びつけ、市が目指す市民会館像をどう具現化していくかが重要であり、民間の活力をもって連携・協働を兼ね備えた自主事業を期待しているものであります。

次に、数値での比較についてであります。

数値での比較・検討はなかなか困難ではありましたが、利用面・収入面の数値比較とともに、それぞれの管理方式におけるメリット・デメリット、文化芸術振興計画に求められる市民会館の役割や期待されることなども併せて検討した結果、指定管理者制度を再導入することが市民・利用者へのさらなるサービス向上が期待できるものと判断したものであります。

○12番（外崎勝康委員） それでは、私も何点か御質疑させていただきます。率直に、簡潔に御答弁いただければと思いますので、よろしく願いいたします。ちょっと重複する内容もあると思いますが、それはちょっと考慮して御答弁いただければと思います。

まず初めに、直営による一番の課題というのは何だったのかなというのが、ちょっと知りたいなと思っていました。今、いろいろと文化芸術とか、地域活性化、いろいろな話がありましたが、やっぱり直営ではなかなか厳しいということだと思うのですよね。それが何が一番課題だったのかなというのが一つあります。

二つ目として、この条例の制定、令和5年4月1日からということなのですが、今まで、様々今のお話を聞くと、可能であればもっと早くてもいいのではないかなというふうに単純に思いました。ですから、その辺の理由もお知らせください。

三つ目として、今、直営で市の職員が何人関わっているのか、何人。そして今回、要は民間で指定管理した場合、先ほど、ある程度サポートしていくというお話がありましたので、それに対して、何名ぐらいの人間がそのサポートとして、1人なのか2人なのか、その辺をお知らせいただければと思います。

そして四つ目、これが一番聞きたいことなのですが、今回、指定管理する上での優先順位ですね、優先順位。例えば、さっきから文化芸術とか、地域活性化とかいろいろなお話をしておりましたけれども、それを大きな枠でいいです、何を一番の優先順位でいくのか、またその比重です、比重。例えば、Aという項目に対して、大きくていいです、こういうことに対して、これを半分にしていくと、その代わりに地域性は3割だとか、そういった比重というものをどういうふうに考えているのか、お聞かせいただければと思います。

最後に、情報開示。

これは、今までの経緯も含めて、やはり大事なものは、新たに今回また元に戻そうということなのですが、前回否決された経緯もありますので、それを今後、我々常任委員会に対してどう皆さんのほうから情報開示していくのか、説明していくのか、その辺。後でちょっと委

員長にもお願いしようと思っっているのですけれども、その辺も委員長中心にしっかり、やっぱり我々としても市民に対して説明していく義務がありますので、その辺も含めてどこまで情報開示できるのか、また行われていく予定なのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○文化振興課市民会館長（川村快之） まず、直営の最大の課題は何かということについての答弁です。

まず、直営と指定管理と、まず管理運営面からもいろいろセクションに分けて比較していきましました。それで、直営のデメリットといますか、やはり定期的な人事異動等がございまして、そういった文化芸術に特化する、そういった、例えば、そういう能力が備わってきたときに、やはり市の定期人事異動ということで、そういったノウハウがなかなか蓄積されにくい。やっぱりそれに対しまして、民間のほうであれば、常時そういった学芸員のような特化した職員もいるということで、我々が一番目指す市の文化芸術の振興という観点からいきますと、やはりそういった人材が常に確保されているというのがメリットなのかなと思います。

そして、今回で令和5年4月1日からの導入を目指して動いているわけですけれども、令和2年度から直営化になりまして、もう少し早くてもよかったのかなという今の御意見なのですが、確かに予想しなかった直営化でしたので、ただそれに当たっても、やはりせっかく——せっかくというか、こうなったからにはしっかりと、直営がいいのか・指定管理がいいのか、そこをやはりちゃんと比較検証した上でないと、やはり市民にも議員にも、ちゃんとその辺をしっかり検証結果を出さないといけないなと思いましたので、2年度から直営をしていく中で比較検証を進めて、そして今回、やはり指定管理のほうの方が勝っているだろうということで導入を決定したところでございます。

それから3番目の、市の職員の内訳でございしますが、まず正職員が3名でございします。そして再任用の職員が1名……間違えました、大変申し訳ございません、正職員が2名でございします。そして再任用職員が1名、そして会計年度任用職員が3名で、合計6名となっております。そして、指定管理に移行すると結局我々職員はいなくなるわけですけれども、所管が文化振興課になりまして、前回、人数が増えるとかというのはちょっと人事案件でもありますので、ちょっと具体的に今は申し上げられませんが、指定管理をやっていく上でも、市民会館の担当職員というふうに位置づけて職員がおりますので、その中で——その中というか課全体としてでも、しっかりと市民会館のほうをサポートしていくというふうに考えてございます。

そして、優先順位、指定管理、今回の募集要項における優先順位ということでよろしいでしょうか……（「それと比重」と呼ぶ者あり）はい。

やはり、いろいろと指定管理者制度、経費削減とかいろいろございしますけれども、我々としては、やはり市の文化芸術の振興のためというのが一番の目的でございします。それに係る基準といたしまして、施設の設置目的を効果的に達成することができることというところがあるのですが、ここでそれこそ、その文化芸術振興計画の中身であったり、それから自主事業の遂行能力であったり、そういったところを評価するところになるのですが、ここで100点満点中の50点を設けております。これは、前回の指定管理のときも同様で、やはり一番メインとなる部分は半分の、100点満点中、半分の50点をここで設けております。

そして、情報開示でございしますけれども、今回のこの条例改正案が可決になりますと、順次手続のほうは進んでいくのですが、まず審議会ですね、こういった形で指定管理を募集しているかという審議会がございまして、これが7月の中旬に予定されております。それで決定すると、募集要項等の告示というふうになりますので、その際はいろいろ、その経過も議員の皆様

に、ポイントポイントで開示して、情報提供していくことと、密にしていきたいと考えております。

○12番（外崎勝康委員） どうもありがとうございました。

それで、今優先順位と比重ということで、文化芸術が50%ということなのですが、あと、前回もちょっと問題になった、地域の企業をどう考えていくかというのが随分話題になったと思うのですよ。だから、確かに文化芸術というのは、やっぱり市内及び圏域にわたって、幅広く市民会館の魅力なりをもっと開くと、もっと開いていくと、またそういったものを目指すというのはよく理解できるのですが、それとともに、地域の人材をつくる、地域の企業を育てていく、それもある意味では文化芸術の違う見方だと思うのですよね。だからその辺をどういうふうに評価していくのかというのを、もうちょっとその優先順位と比重に関して、その辺をもうちょっと詳しくお話いただければと思います。

そして情報開示に関しては、どういったやり方を考えているのか、文書でやるのか、それとも例えば委員長に話をして、委員会としてこんな感じでやっていくのか、その辺、我々議員の要望もあると思うのですが、少なくとも、例えば文書で定期的に出していくのか、その辺はどういうふうに考えているのか、ちょっとお知らせいただければ。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 募集要項における比重で、前回争点にもなりました地域経済活性化というポイントですけれども、確かに前回、もちろん我々としては考えてはございましたが、しっかりと明記するようなこともなく、それで議会でも確かに取り上げられましたので、今回は、しっかりとそちらのほうも募集要項にうたうというのを現段階では考えております。

比重としては10点の割合で、今のところ、まだ想定ですけれども、これから決まっていきましたけれども、大体そのぐらいの割合で考えております。2項目ありまして、地域経済の活性化ということで、それと地元団体の育成に向けた好材料となる取組といったものが具体的に提案されているかとか、あともう一つ、やはり地元の業者とか、そういった人材を雇用していくといった配慮がなされているのかという点で、ちゃんと明記して、ポイント化して今回は進めてまいりたいと考えております。

それから情報の開示でありますけれども、これからだんだんと各セクションで議論になって決定していくのですけれども、その際は、まず文書で皆様にお知らせしていきたいなど、文化振興課のほうでは考えております。

○観光部長（神 雅昭） 今の答弁に、ちょっと補足させてください。

地元の企業育成ということで、ハード面、要は維持管理、清掃部門だけではなくて、やはり一流のイベントの招致、そういうのを招致するノウハウだとか、あとは舞台照明だとか、そういうノウハウ、そういうところの人材育成にも、やっぱり地元の業者だとか、人材を採用するのかとか、そういう提案を含めていきたいと思っております。

○12番（外崎勝康委員） よく分かりました。

あと、ちょっと委員長にお願いですけれども、ぜひとも、やっぱり我が常任委員会でも非常に重要な案件でありますので、場合によっては、こういった形で委員会を開いていただいて、そして、こういった形で協議会でいいので、ざっくばらんに意見交換できればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（今泉昌一委員） はい、ありがとうございました。受け止めましたので、ぜひまた文化振興課のほうにも、その点はよろしくお願ひいたします。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 私は、本議案、第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案について、反対する立場から討論を行います。

弘前市文化芸術振興計画は、理念と目標において、文化芸術施策を展開するに当たっては、市民、文化芸術団体、文化施設、教育機関、企業等の民間事業者、行政などが共に連携・協働し、「文化芸術のちからで、時代を拓く人が育つまち 弘前」を理念とし、各施策を展開していくことを掲げています。また、市民会館については、津軽圏域全体での文化芸術の拠点施設、より高いレベルの文化公演事業・情報発信等が期待される文化施設と、当該計画に位置づけています。私は、本市の文化芸術の振興を連携・協働しながら推進し、その拠点施設として市民会館を位置づけていることについて、大いに賛成するところです。

しかし、当該計画を市民会館において具体的に推進するとなるや否や、高いレベルの文化公演事業・情報発信等については指定管理者の自主事業頼み。連携・協働の推進についても、指定管理者の民間の持つ活力頼み。しかも、市として果たすべき役割が見えてきません。市が指定管理者に対してモニタリング、必要な助言・指導を行うことは当然のことです。当該計画では、弘前市の役割として、「施策の展開や他の主体との連携・協働を通して、文化芸術の機会の創出や活動の場の提供等の支援に取り組むとともに、文化芸術環境の整備（情報発信を含む）を推進します」としてありますが、この役割を市民会館の運営の中で市がどのように具体化していくのか、質疑の中でも何一つ明らかになりませんでした。

今回の議案は、市民会館での当該計画の推進を弘前市としての役割を果たすことなく、民間の持つ活力に委ねてしまおうというものであり、賛成しかねます。また、全国的には、指定管理であった市立歴史民俗資料館を広くまちづくりに生かすとの政策転換から、教育委員会だけでなく市民部局との連携を強めるため直営に戻したとの茨城県竜ヶ崎市の事例もあります。市はこうした事例も参考にしながら、音楽・演劇関係の学芸員を確保するなど、担当課や市民会館の体制を強化し、自ら当該計画の推進の先頭に立つべきです。

以上の討論から、第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案に反対します。

○7番（富士文敏委員） 私は、議案第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案について、賛成する立場で意見を申し上げます。

初めに、指定管理者制度の意義であります。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ることなどを目的とするもので、市の指定管理者制度の導入に係る方針においても、市の公の施設には、指定管理者制度を積極的に活用して原則適用していくことと示されています。

弘前市民会館においては、効率的な建物の維持管理に加え、自主事業を中心とした新たな取組や新しい利用者層の掘り起こしにつなげ、市民サービスの向上と市民文化活動のより一層の活発化を図ることを目的に、平成27年4月からの5年間、指定管理者による管理運営を行ったとのことであります。

前回の継続議案の審議においては、理事者側の不透明な説明などもあって否決となり、現在は再度直営管理になっているという経過はあるものの、この指定管理者制度の導入自体には異

論はないものであります。

ただいまの理事者の答弁において、それぞれの管理運営方式の比較において、利用件数が直営時代より、指定管理者期間5年間の実績が全て上回ったという説明がありました。また、弘前市文化芸術振興計画において、文化芸術の殿堂として位置づけられている市民会館のポテンシャルを最大限に発揮するためには、民間ノウハウを活用した多彩な催事や柔軟なサービス展開が期待できる指定管理者制度を再導入することが、市民・利用者サービスのさらなる向上につながると判断したことについても理解するところであります。

以上のことから、市民会館への指定管理者制度の再導入は、施設の効果的・効率的な管理運営に加えて、市の文化芸術の振興のため、市民サービスの向上と市民の文化芸術活動のより一層の活性化が期待できるものであり、理事者の提案は妥当なものと考え、議案第83号弘前市民会館条例の一部を改正する条例案について、賛成するものであります。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今泉昌一委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時59分 散会】